

# 財政状況等一覧表（平成19年度）

団体名 高根沢町

標準税収入額等			
A	B	C	A+B+C
5,885	28	285	6,198

## 1. 一般会計等の財政状況

会計名	歳入	歳出	形式収支	実質収支	他会計等からの繰入金	地方債現在高	備考
一般会計	9,735	9,410	325	282	1,006	7,700	
宝積寺駅西第一土地区画整理事業特別会計	338	253	85	26	225	252	
一般会計等	9,847	9,438	410	307		7,952	

## 2. 公営企業会計等の財政状況

会計名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等繰入金見込額	備考
水道事業会計	566	446	120	879	85	2,353	555	法適用
公共下水道事業特別会計	910	848	62	35	359	4,229	3,992	
農業集落排水事業特別会計	137	134	3	3	110	1,495	1,339	
国民健康保険特別会計	2,601	2,516	85	85	151	-	-	
老人保健特別会計	2,217	2,159	58	58	240	-	-	
介護保険特別会計	1,364	1,314	50	50	184	-	-	
公営企業会計等 計				1,110		8,077	5,887	

- (注) 1. 法適用企業とは、地方公営企業法を適用している公営企業である。  
 2. 法適用企業に係るもの以外のものについては「総収益」「総費用」「純損益」の欄に、それぞれ「歳入」「歳出」「形式収支」を表示している。  
 3. 「資金剰余額/不足額(実質収支)」は、地方公共団体財政健全化法に基づくものであり、資金不足額がある場合には負数( - )で表示している。  
 4. 「左のうち一般会計等繰入金見込額」は、企業債(地方債)現在高のうち将来負担比率に算入される部分の金額である。

## 3. 関係する一部事務組合等の財政状況

一部事務組合等名	総収益(歳入)	総費用(歳出)	純損益(形式収支)	資金剰余額/不足額(実質収支)	他会計等からの繰入金	企業債(地方債)現在高	左のうち一般会計等負担見込額	備考
栃木県市町村総合事務組合(一般会計)	16,662	16,585	77	77	3,934	-	-	
栃木県市町村総合事務組合(特別会計)	107	105	2	2	7	-	-	
栃木県後期高齢者医療広域連合(一般会計)	1,125	1,072	53	53	-	-	-	
塩谷広域行政組合(一般会計)	3,169	3,107	62	62	-	2,059	496	
塩谷広域行政組合(特別会計)	17	9	8	8	-	-	-	
一部事務組合等 計				202		2,059	496	

## 4. 地方公社・第三セクター等の経営状況及び地方公共団体の財政的支援の状況

地方公社・第三セクター等名	経常損益	純資産又は正味財産	当該団体からの出資金	当該団体からの補助金	当該団体からの貸付金	当該団体からの債務保証に係る債務残高	当該団体からの損失補償に係る債務残高	一般会計等負担見込額	備考
株式会社 高根沢町元氣あっぷ公社	12	79	27	-	-	-	-	-	
地方公社・第三セクター等 計			27	-	-	-	-	-	

(注) 損益計算書を作成していない民法法人は「経常損益」の欄には当期正味財産増減額を表示している。

## 5. 充当可能基金の状況

充当可能基金名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
財政調整基金	1,243	824	419
減債基金	139	236	97
その他充当可能基金		907	
充当可能基金計		1,966	

(注) 「充当可能基金」とは、基金のうち地方債の償還等に充当可能な現金、預金、国債、地方債等の合計額をいい、貸付金及び不動産等を含まない。

## 6. 財政指標の状況

財政指標名	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A	早期健全化基準	財政再生基準	資金不足比率(公営企業会計名)	平成18年度 A	平成19年度 B	差引 B-A
実質赤字比率	(黒字) 2.10	(黒字) 4.95	2.85	14.36	20.00	水道事業会計		(黒字) 173.3	
連結実質赤字比率		(黒字) 22.85		19.36	40.00	公共下水道事業特別会計		(黒字) 35.5	
実質公債費比率	15.5	13.8	1.70	25.0	35.0	農業集落排水事業特別会計		(黒字) 11.9	
将来負担比率		82.0		350.0					
財政力指数	0.90	0.94	0.04						
経常収支比率	79.7	86.1	6.40						

- (注) 1. 「実質赤字比率」「連結実質赤字比率」「資金不足比率」は負数( - )で表示しており、収支が黒字の場合には便宜的に当該黒字の比率を正数で表示している。  
 2. 「資金不足比率」の早期健全化基準に相当する「経営健全化基準」は、公営競技を除き、一律 20%である(公営競技は0%)。